

豊橋市告示第179号

別紙告示送達書に記載された者にかかる送達すべき書類は、住所、居所が不明であり送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び豊橋市市税条例（昭和25年条例第25条）第19条の規定により告示する。

令和8年6月15日

豊橋市長 長坂 尚登

- ・書類は豊橋市財務部納税課で保管しており、申し出により送達を受けるべき者にいつでも交付する。
- ・公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

